

平成30年8月23日

長岡京市長 中小路 健吾 様

長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会
会 長 本 多 滝 夫

諮 問 事 項 に 関 す る 答 申

平成30年7月12日付け30長対広第25号で本審議会に対して諮問の
ありました下記の事項について意見等を取りまとめましたので、別紙のとおり
答申します。

記

- 1 個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく目的外利用
長岡京市第2期子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査のための個人情
報の目的外利用について

以上

答 申 書

答 申 番 号	3 0 - 5	答 申 日	平成30年8月23日
審 議 件 名	長岡京市第2期子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査のための個人情報目的外利用について		
審 議 日	平成30年7月18日		
内 容			
<p>平成30年7月11日付で市長より、審議件名のとおり、長岡京市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく目的外利用として本審議会に諮問があった。</p> <p>本審議会は、所管課である子育て支援課の説明を受け、以下の通り確認した。</p> <ul style="list-style-type: none">・第2期長岡京市子ども・子育て支援事業計画策定のための基礎資料作成にあたりアンケート調査を行うため、住民基本台帳の記録データから本市在住の未就学児（平成24年4月2日生～平成30年7月31日生）のいる世帯1,200世帯、小学生（平成18年4月2日生～平成24年4月1日生）のいる世帯1,200世帯を無作為抽出し、その個人情報を利用しようとするものである。・利用しようとしている個人情報は、抽出対象世帯の世帯主の氏名、住所及び児の氏名、生年月日である。・抽出処理は電算室内の端末を利用し、当該室端末内の所定のフォルダーに格納しラベルシールを直接作成するため、抽出データを外部に持ち出すことはない。また、作成したラベルシールは所管課のみで使用するものである。 <p>本審議会は、審議の結果、以下の意見を付したうえで、目的外利用については問題ないとの結論に達した。</p> <ol style="list-style-type: none">①抽出した個人情報を媒体等に取り込むことなく、処理終了後は長岡京市セキュリティに関する規程に従ってその個人情報を削除すること。②出力したリストは適切に保管・管理し、利用が済み次第廃棄すること。			